

入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、日本サイエンスコミュニケーション協会（以下、「JASC」という）の定款第2章「会員」第7条及び第11章「一般会員」並びに第12章「賛助会員」に基づき、入退会に関する手続き及び会員の取扱いを定める。

(会員種別)

第2条 会員は以下の種別とし、会費及び会員資格に伴う役割が規定される。

会員		会費
種別	役割	
正会員（個人）	本会の活動に積極的に参加し、事業を遂行する	10,000 円 ^{*1}
一般会員（個人）	本会の活動の情報を共有し、事業に協力する	5,000 円
賛助会員（団体・個人）	事業に賛同する	1口 10,000 円

^{*1} 学生の会員の場合、学生割引が適用され、会費 5,000 円とする。

(入会手続)

第3条 正会員（個人）、一般会員（個人）、賛助会員（個人・団体）として入会する者は、入会申込書に必要事項を記入し、入会の申し込みを行う。

(入会許可)

第4条 正会員（個人）、一般会員（個人）、賛助会員（個人・団体）の申し込みを行った者（以下、「入会申込者」という）について、下記に定める入会審査基準により、入会可否を理事会で決議し、これを本人に通知する。

- (1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）またはそのおそれがないもの
- (2) 似非科学に類する言動またはそのおそれがないもの
- (3) 当法人の目的外での入会またはそのおそれがないもの
- (4) その他、理事会が不適と判断するもの

2 事務局は、理事会が入会を許可した入会申込者の会費の支払いを確認した後、氏名、会員番号等を会員名簿に登録する。

3 事務局は、入会を許可された入会申込者の連絡先に、会員番号等を通知する。

(会員資格)

第5条 入会を許可された者は、会費を納入した日から会員の資格を有する。

- 2 会員資格は、会員が退会または除名されない限り、継続する。
- 3 会員は会員資格を継続する間、年度ごとに会費を納入しなくてはならない。

(会員種別変更)

第6条 正会員（個人）、一般会員（個人）、賛助会員（個人・団体）は、その会員種別を変更することができる。変更を希望する場合には、事務局へ連絡する。

2 学生割引が適用された学生の会員がその学業を修了した場合には、速やかにその旨を事務局へ連絡し、会員種別を正会員（個人）または一般会員（個人）に変更しなくてはならない。

3 会員がその種別を変更し、会費の不足額があった場合には、不足額を納入する。この場合、会費の納入日は不足額を納入した日とする。

(会員情報変更)

第7条 会員は、第3条の入会申込時の会員情報の変更が生じた場合には、速やかに Web ページでその変更を行うか、事務局へ連絡する。

(退会手続)

第8条 定款第10条に基づき、会員は、任意に退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の1か月以上前に、事務局へ連絡する。

3 退会意向の連絡をうけ、事務局で退会処理を行う。

4 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、JASC から退会したものとみなす。

(除名)

第9条 当該事業年度末を超えて会費を滞納した会員は除名される。また定款第11条により、会員は除名されることがある。

(会員資格喪失)

第10条 会員は退会したとき、退会意向を受理した時点で、会員たる資格を喪失する。

2 当該事業年度末を超えて会費を滞納した会員が除名されたとき、理事会が除名される会員を確認した時点で、会員たる資格を喪失する。

3 会員は社員総会決議により除名されたとき、決議された時点で、会員たる資格を喪失する。

(会費等の返還)

第11条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、JASC に対して既に納入した会費の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第12条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、JASCの会員たる資格に基づきJASCから付与または許諾されていた一切の権利を喪失する。日本サイエンスコミュニケーション協会認定サイエンスコミュニケーターの資格取得者は、その資格を喪失する。

(会員情報保護)

第13条 入会に際して得られた会員情報は、会員名簿の作成を含むJASCの事業活動以外の目的に使用してはならない。

2 個人情報に該当する会員情報は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、個人情報に関する法令・指針及びその他の規範を遵守して管理する。

(改訂)

第14条 この規則は、社員総会の決議を経て、改訂することができる。

令和7年6月1日制定